

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	伊藤嘉健
登録番号又は法人番号	06150947
所属する単位会	長野県行政書士会
事務所名称	伊藤行政書士事務所
事務所所在地	長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪 8427 番地 12 はなぶさビル 3F
処分年月日	令和 7 年 3 月 2 5 日
処分内容（種類）	廃業の勧告（廃業するまでの間の会員の権利の停止を含む。）
上記処分をした理由	当該会員は、入国・在留手続において、登録支援機関の従業員に申請書類の作成を任せ、また、申請者本人による署名かの確認を怠ったまま東京出入国在留管理局に申請を行った。 一般従業員に業務の一部を分担させ、署名確認を怠っていたことは、申請取次行政書士として責任を持って行うべき業務を行わず、行政書士としての信用を害するものであり、また、申請取次業務の主旨を理解していない行為であり、法令遵守の意識が希薄である。
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	行政書士法第 1 0 条(行政書士の責務) 行政書士は、誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。 行政書士法第 1 3 条(会則の遵守義務) 行政書士は、その所属する行政書士会及び日本行政書士会連合会の会則を守らなければならない。 日本行政書士会連合会会則第 5 9 条(責務) 単位会の会員は、誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用、又は品位を害するような行為をしてはならない。 日本行政書士会連合会会則第 6 2 条第 1 項(法令、会則の遵守等) 単位会の会員は、法及び法に基づく命令並びに本会の会則を遵守しなければならない。 長野県行政書士会会則第 6 4 条(責務) 会員は、誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。